

最新切抜きトピックス



「高齢運転者等専用駐車区間制度」が
平成22年4月19日から始まりました!!



これらの道路標識がある区間には、高齢運転者等標章の交付を受けた方が運転する標章を掲示した普通自動車（あらかじめ届出をしたものに限ります。）のみが駐車をすることができます。

それ以外の方（車両）が駐車をした場合には、駐車違反となりますのでご注意ください。

官公庁施設、高齢者福祉施設、身体障害者施設、病院などの施設に十分な駐車場がない場合に、その施設の周辺道路に専用の駐車できる場所（「高齢運転者等専用駐車区間」といいます。）を設けて、専用の標章を掲示することによって、駐車を可能とする制度です。

70歳以上の方

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方

妊娠中又は出産後8週間以内の方

を総称して「高齢運転者等」といいます。



警視庁HPより抜粋

川崎営業所営配の及川です！

みんなが気持ちよく道路を使えるように、ちょっとした気配りを忘れないようにしたいですね(^^)b